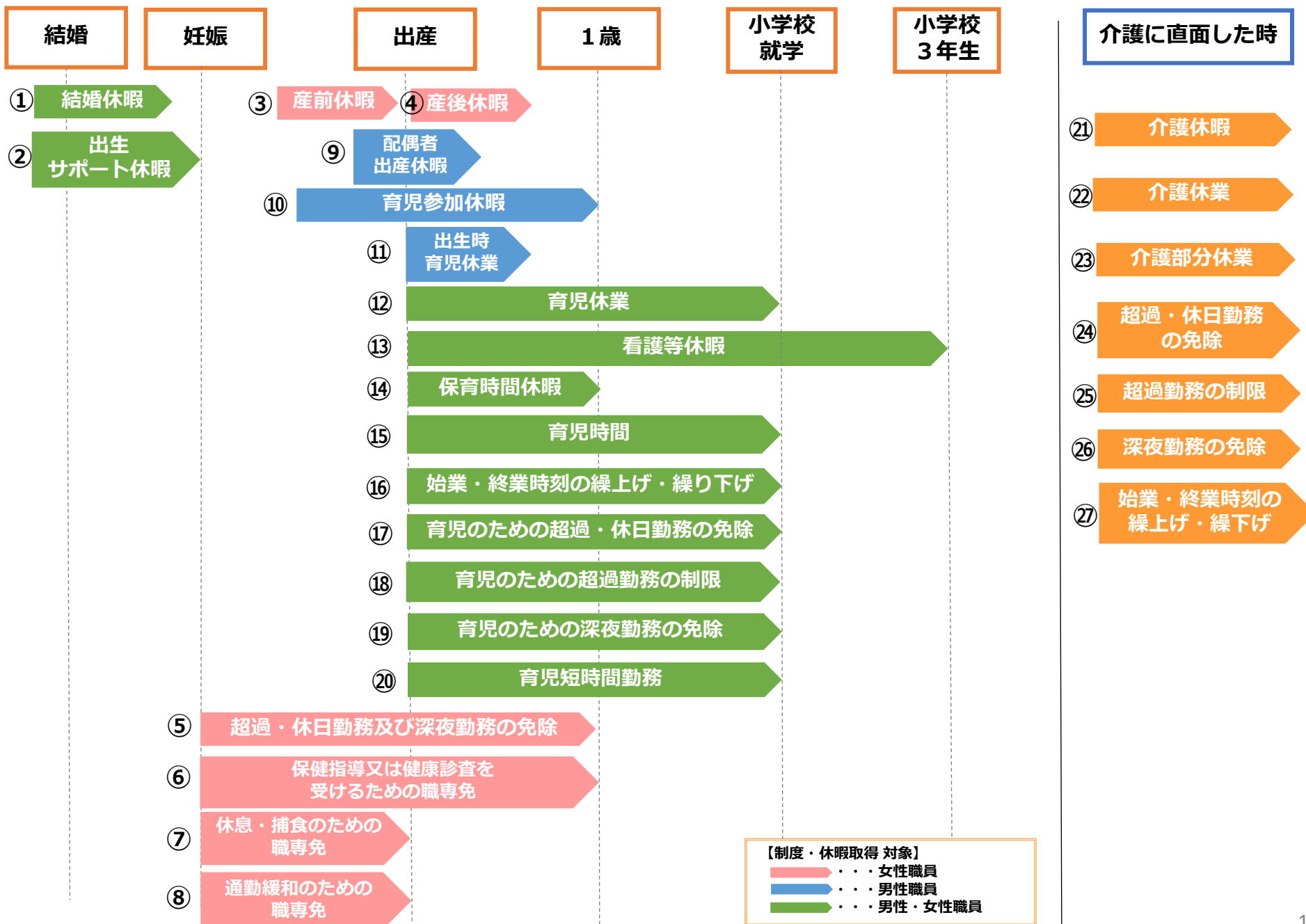


仕事と家庭（育児・介護）の両立を支援する制度一覧



手続き一覧

提出書類については、それぞれの事実の内容が確認できる他の書類でも可

	手続き・提出書類	申請期限	女性	男性	有給 無給
①結婚休暇	就業管理システム「特別休暇」又は特別休暇簿		○	○	有給
②出生サポート休暇	就業管理システム「特別休暇」又は特別休暇簿		○	○	有給
③④産前・産後休暇	就業管理システム「特別休暇」又は特別休暇簿 母子手帳の写し		○	—	有給
⑤妊産婦職員の超過・休日勤務及び深夜勤務の免除			○	—	—
⑥妊娠中の職員の保健指導又は健康診査を受けるための職専免	就業管理システム「職務専念義務免除期間」又は特別休暇簿 母子手帳の写し		○	—	有給
⑦妊娠中の職員の休息・捕食のための職専免	就業管理システム「職務専念義務免除期間」又は特別休暇簿 母性健康管理指導事項連絡カード		○	—	有給
⑧妊娠中の職員の通勤緩和のための職専免	就業管理システム「職務専念義務免除期間」又は特別休暇簿 母性健康管理指導事項連絡カード		○	—	有給
⑨配偶者出産休暇	就業管理システム「特別休暇」又は特別休暇簿		—	○	有給
⑩育児参加休暇	就業管理システム「特別休暇」又は特別休暇簿		—	○	有給
⑪出生時育児休業	就業管理システム「休業届」又は 育児休業等申出書 母子手帳（出生届済証明書）の写し	2週間前	○	○	無給 ^{※1}
⑫育児休業	就業管理システム「休業届」申請 又は 育児休業等申出書 母子手帳（出生届済証明書）の写し	1か月前	○	○	無給 ^{※1}
⑬看護等休暇	就業管理システム「特別休暇」又は特別休暇簿		○	○	有給
⑭保育時間休暇	就業管理システム「特別休暇」又は特別休暇簿		○	○	有給
⑮育児時間	就業管理システム「休業届」申請 又は 育児休業等申出書 母子手帳（出生届済証明書）の写し	1か月前	○	○	無給
⑯育児のための始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ	就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」 又は 育児休業等申出書 母子手帳（出生届済証明書）の写し	1か月前	○	○	—
⑰育児のための超過・休日勤務の免除	就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」 又は 育児休業等申出書 母子手帳（出生届済証明書）の写し	1か月前	○	○	—
⑱育児のための超過勤務の制限	就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」 又は 時間外勤務制限申請書 母子手帳（出生届済証明書）の写し	1か月前	○	○	—

※1育児休業・出生時育児休業中は給与が支払われませんが、受給資格を満たしていれば、原則、子が1歳に達するまでの期間、雇用保険から育児休業等給付又は、文部科学省共済組合から育児休業手当金が支給されます。また、一定の要件を満たしていれば、育児休業・出生時育児休業をしている間の社会保険料が免除されます。 2

	手続き・提出書類	申請期限	女性	男性	有給 無給
⑱育児のための深夜勤務の免除	就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」 又は 深夜勤務免除申請書 母子手帳（出生届済証明書）の写し	1か月前	○	○	—
⑳育児のための短時間勤務	就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」 育児短時間勤務承認請求書 母子手帳（出生届済証明書）の写し	1か月前	○	○	—
㉑介護休暇	就業管理システム「特別休暇」又は 特別休暇簿 要介護者の状態等申出書		○	○	有給
㉒介護休業	就業管理システム「休業届」又は 介護休業等申出書 続柄が証明できる書類・要介護状態にあることを証明できる書類	1週間前	○	○	無給 ^{※2}
㉓介護部分休業	就業管理システム「休業届」又は 介護休業等申出書 続柄が証明できる書類・要介護状態にあることを証明できる書類	1週間前	○	○	無給
㉔介護のための超過・休日勤務の免除	就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」 又は 時間外勤務免除申請書 続柄が証明できる書類・要介護状態にあることを証明できる書類	1か月前	○	○	—
㉕介護のための超過勤務の制限	就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」 又は 時間外勤務制限申請書 続柄が証明できる書類・要介護状態にあることを証明できる書類	1か月前	○	○	—
㉖介護のための深夜勤務の免除	就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」 又は 深夜勤務免除申請書 続柄が証明できる書類・要介護状態にあることを証明できる書類	1か月前	○	○	—
㉗介護のための始業・終業時間の繰り上げ、 繰り下げ	就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」 又は 介護休業等申出書 続柄が証明できる書類・要介護状態にあることを証明できる書類	1週間前	○	○	—

※2 介護休業中は給与が支払われませんが、受給資格を満たしていれば、雇用保険から介護休業給付又は、文部科学省共済組合から介護休業手当金が支給されます。

- ・契約職員は、①結婚休暇・②出生サポート休暇・⑨配偶者出産休暇・⑩育児参加休暇については、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者（無期契約職員にあっては、無期契約職員に配置転換される直前の有期契約職員であった期間も含む。）が取得可能です。
- ・⑪出生時育児休業については、日々雇用される者、任期付職員のうち、子が出生した日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までにその雇用期間（雇用期間が更新される場合にあっては、更新後の雇用期間）が満了することが明らかな者は取得できません。
- ・⑫育児休業については、日々雇用される者、任期付職員のうち、その養育する子が1歳6か月に達する日までに、その雇用期間（雇用期間が更新される場合にあっては、更新後の雇用期間）が満了することが明らかな者は取得できません。
- ・⑬育児時間については、1日の所定勤務時間が6時間に満たない職員は取得できません。
- ・⑭育児のための短時間勤務については、常勤職員及びフルタイム勤務の医科医員及び歯科医員が取得できます。
- ・⑮育児のための超過勤務の制限、⑯介護のための超過勤務の制限については、日々雇用される者、継続して雇用された期間が1年に満たない者、1週間の所定労働日数が2日以下の者は請求できません。
- ・⑰育児のための深夜勤務の免除については、日々雇用される者、継続して雇用された期間が1年に満たない者、1週間の所定労働日数が2日以下の者、深夜においてその子を常態として保育できる同居の家族がいる者、所定労働時間の全部が深夜の者は請求できません。
- ・⑲介護部分休業については、1日の所定勤務時間が7時間45分には満たない職員は取得できません。
- ・㉖介護のための深夜勤務の免除については、日々雇用される者、継続して雇用された期間が1年に満たない者、1週間の所定労働日数が2日以下の者深夜において介護ができる同居の家族がいる者、所定労働時間の全部が深夜の者は請求できません。

① 結婚休暇

概要 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚にともない必要と認められる行事等のために取得できる休暇です。

期間 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過するまでの期間内における連続する5日（連続する5暦日）の範囲内の期間

手続き 就業管理システム「特別休暇」申請 又は 特別休暇簿

② 出生サポート休暇

概要 不妊治療に係る通院等のために取得できる休暇です。

期間 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の不妊治療に係るものである場合は一の年において10日）の範囲内の期間

手続き 就業管理システム「特別休暇」申請 又は 特別休暇簿

③ 産前休暇

概要 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に取得できる休暇です。

期間 出産の日までの申し出た期間

手続き 就業管理システム「特別休暇」申請 又は 特別休暇簿

④ 産後休暇

概要 女性職員が出産（妊娠満12週以後の分娩をいう。）した場合に取得できる休暇です。

期間 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

手続き 就業管理システム「特別休暇」申請 又は 特別休暇簿

⑤ 妊産婦職員の超過・休日勤務及び深夜勤務の免除

概要 超過勤務、休日の勤務及び午後10時から午前5時までの深夜勤務を免除することができます。

期間 妊娠中及び産後1年まで

⑥ 妊娠中の職員の保健指導又は健康診査を受けるための職専免

概要 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が保健指導や健康診査を受けるため、勤務しないことができます。

期間 ・妊娠満23週まで・・・4週間に1回 ・妊娠満24週から満35週まで・・・2週間に1回
・妊娠満36週から出産まで・・・1週間に1回 ・産後1年までは、その間に1回
（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）
について、それぞれ1日の所定の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

手続き 就業管理システム「職務専念義務免除期間」申請 又は 特別休暇簿

⑦ 妊娠中の職員の休息・捕食のための職専免

概要 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことができます。

期間 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
※始業・終業時刻や休暇等の勤務しない時間に引き続いて取得することはできません。

手続き 就業管理システム「職務専念義務免除期間」申請 又は 特別休暇簿

⑧ 妊娠中の職員の通勤緩和のための職専免

概要 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて1時間を超えない範囲内で勤務しないことができます。

期間 所定の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間

手続き 就業管理システム「職務専念義務免除期間」申請 又は 特別休暇簿

⑨ 配偶者出産休暇

概要

妻（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の出産（妊娠満12週以後の分娩をいう）に伴う、当該妻の入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出のために取得できる休暇です。

期間

職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの2日の範囲内

手続き

就業管理システム「特別休暇」申請 又は 特別休暇簿

⑩ 育児参加休暇

概要

妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあっては、14週間前）から出産の日以後1年までの間で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のために取得できる休暇です。

期間

当該期間内における5日の範囲内

手続き

就業管理システム「特別休暇」申請 又は 特別休暇簿

⑪ 出生時育児休業

概要

職員(産後休暇取得者を除く。)が生後8週間以内の子を養育するために取得できる休業です。

期間

子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能（分割して2回取得可能だが、まとめて申し出ることが必要）

手続き

就業管理システム「休業届」申請 又は 育児休業等申出書
（原則、出生時育児休業を始めようとする2週間前の日までに申請してください。）

⑫ 育児休業

概要

3歳に達するまでの子を養育するために取得できる休業です。

期間

子が3歳になるまでの期間

手続き

就業管理システム「休業届」申請 又は 育児休業等申出書
（原則、出生時育児休業を始めようとする1か月前の日までに申請してください。）

⑬ 看護等休暇

概要

9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を育てる職員が、以下①～④の子の看護等のために取得できる休暇です。

- ①負傷し、又は疾病にかかった子の世話
- ②子に予防接種又は健康診断を受けさせること
- ③感染症により、出席停止、学校の休校、学級閉鎖等になった子の世話
- ④子の入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典への参加

期間

一の年において5日（子が2人以上の場合は一の年において10日）の範囲内の期間

手続き

就業管理システム「特別休暇」申請 又は 特別休暇簿

⑭ 保育時間休暇

概要

生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳、託児所への送迎等を行う場合に取得できる休暇です。

期間

1日2回それぞれ30分
（男性職員の場合は、それぞれ30分から男性職員以外の職員である親が、この休暇や育児時間を取得する期間を差し引いた期間のみ取得できます。）

手続き

就業管理システム「特別休暇」申請 又は 特別休暇簿

⑮ 育児時間

概要

1日の勤務時間が5時間45分になるまでの時間を上限とし、託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として休業することができます。（勤務しない時間について、時間当たりの給与額が減額されます。）

対象

同居する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員で1日の所定勤務時間が6時間以上の者

手続き

就業管理システム「休業届」申請 又は 育児休業等申出書
（原則、開始日の1か月前の日までに申請してください。）

⑯ 育児のための始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ

概要 1日の所定勤務時間を変更することなく、午前7時から午後10時までの範囲内で、始業時刻又は終業時刻を繰上げ又は繰り下げることができます。

対象 同居する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

手続き 就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」申請 又は 育児休業等申出書
(原則、開始日の1か月前の日までに申請してください。)

⑰ 育児のための超過・休日勤務の免除

概要 超過勤務及び休日の勤務を免除することができます。

対象 同居する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

期間 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間（請求回数に制限なし）

手続き 就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」申請 又は 育児休業等申出書
(原則、開始日の1か月前の日までに申請してください。)

⑱ 育児のための超過勤務の制限

概要 超過勤務を1月24時間、1年150時間以内に制限することができます。

対象 同居する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

期間 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間（請求回数に制限なし）

手続き 就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」申請 又は 時間外勤務制限申請書
(原則、開始日の1か月前の日までに申請してください。)

①9 育児のための深夜勤務の免除

概要 午後10時から午前5時までの深夜勤務を免除することができます。

対象 同居する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

期間 1回の請求につき1か月以上6か月以内の期間（請求回数に制限なし）

手続き 就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」申請 又は 深夜勤務免除申請書
(原則、1か月前の日までに申請してください。)

②0 育児短時間勤務

概要 以下のa～eの勤務形態にすることができます。

- a. 1日あたり3時間55分勤務する形態。
- b. 1日あたり4時間55分勤務する形態。
- c. 土日等に加え、月曜日から金曜日までの2つの曜日も休日（＝原則として1週間当たり3日勤務）とし、休日以外の日に7時間45分勤務する形態。
- d. 土日等に加え、月曜日から金曜日までの2つの曜日も休日（＝原則として1週間当たり3日勤務。）とし、休日以外の日のうち2日は7時間45分勤務・1日は3時間55分勤務する形態。
- e. 4週間ごとの期間につき8日以上を休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態。

対象 常勤職員並びにフルタイム勤務の医科医員及び歯科医員で同居する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

手続き 就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」申請 又は 育児短時間勤務承認請求書
(原則、1か月前の日までに申請してください。)

②① 介護休暇

概要

配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする者の介護、通院等の付き添い及び介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をするために取得できる休暇です。

期間

一の年において5日（対象家族が2人以上の場合は一の年において10日）の範囲内の期間

手続き

就業管理システム「特別休暇」申請 又は 特別休暇簿

②② 介護休業

概要

対象家族のうち、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護するために取得できる休業です。

対象家族

配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹
同居している場合：父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

期間

対象家族1人につき通算186日までの間の職員が希望する期間。

手続き

就業管理システム「休業届」申請 又は 介護休業等申出書
（原則、1週間前の日までに申請してください。）

②③ 介護部分休業

概要

1時間を単位として、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で休業することができます。（勤務しない1時間について、1時間当たりの給与額が減額されます。）

対象

要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの）の対象家族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）を介護する職員で1日の所定勤務時間が7時間45分の者

期間

対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年以内の期間

手続き

就業管理システム「休業届」申請 又は 介護休業等申出書
（原則、1週間前の日までに申請してください。）

②④ 介護のための超過・休日勤務の免除

概要 超過勤務及び休日の勤務を免除することができます。

対象 要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの）の対象家族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）を介護する職員

期間 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間（請求回数に制限なし）

手続き 就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」申請 又は 時間外勤務免除申請書
（原則、1か月前までに申請してください。）

②⑤ 介護のための超過勤務の制限

概要 超過勤務を1月24時間、1年150時間以内に制限することができます。

対象 要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの）の対象家族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）を介護する職員

期間 1回の請求につき1か月以上1年以内の期間（請求回数に制限なし）

手続き 就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」申請 又は 時間外勤務制限申請書
（原則、1か月前までに申請してください。）

②⑥ 介護のための深夜勤務の免除

概要 午後10時から午前5時までの深夜勤務を免除することができます。

対象 要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの）の対象家族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）を介護する職員

期間 1回の請求につき1か月以上6か月以内の期間（請求回数に制限なし）

手続き 就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」申請 又は 深夜勤務免除申請書
（原則、1か月前までに申請してください。）

②⑦ 介護のための始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

概要 1日の所定勤務時間を変更することなく、午前7時から午後10時までの範囲内で、始業時刻又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げることができます。

対象 要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの）の対象家族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）を介護する職員

期間 対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年以内の期間

手続き 就業管理システム「育児短時間勤務・休業関係その他申請」申請 又は 介護休業等申出書
（原則、1週間前までに申請してください。）